

函館市監査公表第13号

函館市長から、包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和2年9月29日

函館市監査委員 小 野 浩

函館市監査委員 本 間 裕 邦

函館市監査委員 板 倉 一 幸

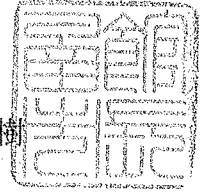
函館市監査委員 藤 井 辰 吉

函 福 管

令和2年(2020年)9月23日

函館市監査委員 様

函館市長 工藤 壽樹



令和元年度(2019年度)包括外部監査の結果に基づく措置の
通知について

令和2年(2020年)3月30日に報告を受けた包括外部監査の結果
に基づき、または当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方
自治法第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり通知いたしま
す。

令和元年度（2019年度）包括外部監査の結果に基づく措置
 （特定の事件名 生活保護に関する事務の執行について）

1 指摘事項

| 監査対象 部局等 | 指摘事項の概要 | 報告 書ペ ージ | 措置の内容 |
|---|--|----------------|--|
| 保健福祉部 生活支援第1課 生活支援第2課 湯川福祉課 亀田福祉課 | パンフレットの内容について より生活困窮者に寄り添った簡易なパンフレットを作成し、相談や申請に対して萎縮的効果を与えないような工夫をすることを求める。 | 56 | 厚生労働省のホームページに掲載されている「生活保護制度」に関するQ&Aを参考にして生活保護の相談や申請をしやすいような内容のリーフレット「生活保護制度について」を新たに作成しました。 |
| 保健福祉部 生活支援第1課 生活支援第2課 湯川福祉課 亀田福祉課 | パンフレットの備置について パンフレットを窓口等に備置し、市民が生活保護の制度を認知する機会を広げるよう求める。 | 57 | 新たに作成したリーフレット「生活保護制度について」を市民が容易に手にすることができるように市本庁舎関係各課の窓口、湯川支所、亀田支所の市民ホールおよび各生活保護担当課の窓口へ備置したほか、相談、申請に来られた方に配付するとともに、ホームページに掲載しました。 |
| 保健福祉部 生活支援第1課 生活支援第2課 湯川福祉課 亀田福祉課 | 申請書等の交付について 面接相談の際に申請の意思を示した者すべてに対して申請書および必要な書類を交付することを励行されたい。 | 70 | 面接相談時に申請の意思を確認することを徹底するとともに、申請の意思を示している場合は、これまでどおり速やかに保護申請書、同意書、収入申告書、資産申告書等の書類を交付することを徹底するよう職員に周知しました。 今後も面接記録票の交付書類のチェック欄を確認し、交付を徹底してまいります。 |
| 保健福祉部 生活支援第1課 生活支援第2課 湯川福祉課 亀田福祉課 | 扶養能力調査 重点的扶養能力調査対象者に対して必要な実地調査を実施するなど扶養能力調査を適正に実施されたい。 | 96 | 重点的扶養能力調査について、自主的内部点検事業として重点的に取り組んでいるところであり、管内居住者の実地調査などを扶養能力調査実施要領に従って徹底するよう職員に周知しました。 |
| 保健福祉部 生活支援第1課 生活支援第2課 湯川福祉課 亀田福祉課 | 援助方針 援助方針の見直しを年1回以上確実に行われたい。 | 116 | 年3回の自主的内部点検により、進捗状況を確実に把握し、未了の場合は、ケースワーカーに指導を行い、組織的運営管理を徹底するよう職員研修会にて周知しました。 |
| 保健福祉部 生活支援第1課 生活支援第2課 湯川福祉課 亀田福祉課 | 援助方針 策定した援助方針を要保護者に十分に説明し理解を得るよう努めるとともに、援助方針の説明を要保護者に行った旨をケース記録票に明記されたい。 | 116 | 援助方針の説明およびケース記録について、生活保護開始時には徹底しておりますが、見直しがなされた援助方針についても同様に被保護者へ説明し、被保護者が理解を示した旨をケース記録に記載することを徹底するよう職員に周知しました。 今後は、適時、自主点検および査察指導員により確認し、徹底してまいります。 |

| 監査対象 部局等 | 指摘事項の概要 | 報告 書ペ ージ | 措置の内容 |
|---|---|----------------|---|
| 保健福祉部 生活支援第1課 生活支援第2課 湯川福祉課 亀田福祉課 | 収入および資産の把握 被保護者の押印のみがある収入申告書の事前徴取は厳に慎み、また、収入申告書への年月日の記載や受付印の押印は確実に行われるべきである。 | 127 | 収入申告書や資産申告書について、被保護者による申告年月日など、必要事項の記載や受付印の押印を徹底するよう職員に周知しました。 今後は、適時、自主点検および査察指導員により確認し、徹底してまいります。 |
| 保健福祉部 生活支援第1課 生活支援第2課 湯川福祉課 亀田福祉課 | 収入および資産の把握 資産申告書を最低12か月に1回以上の頻度で徴取することを徹底されたい。 | 128 | 収入および資産の把握について、年3回の自主的内部点検により進捗状況を確実に把握し、未了の場合は、ケースワーカーに指導を行い、組織的運営管理を徹底するよう職員研修会において周知しました。 |
| 保健福祉部 生活支援第1課 生活支援第2課 湯川福祉課 亀田福祉課 | 保護の停止および廃止 法第62条第4項における弁明の機会の日時は、当該被保護者が通知を受領してから2週間以後となるよう設定することを徹底されたい。 | 169 | 法第62条第4項における弁明の機会の日時については、当該被保護者に通知した日から2週間後と「生活保護実務マニュアル」に定められていることから、適切な取り扱いをするよう職員に周知徹底しました。 |
| 保健福祉部 生活支援第1課 生活支援第2課 湯川福祉課 亀田福祉課 | 保護費の返還および徴収 収入申告の必要性および義務に関する確認書面は、不備のないものの提出を受け、保管するよう留意されたい。 | 183 | 法第61条に基づく収入の申告に係る確認書面の説明や留意点について、「生活保護実務マニュアル」を改正し、適切な取り扱いをするよう職員に周知しました。 今後は、適時、自主点検および査察指導員により確認し、徹底してまいります。 |
| 保健福祉部 生活支援第1課 生活支援第2課 湯川福祉課 亀田福祉課 | 保護費の返還および徴収 法第63条返還金に関する返還金額の認定にあたっては、過誤がないよう留意されたい。 | 183 | 返還金について、算定誤りがないように職員に周知しました。 今後は、適時、自主点検および査察指導員および管理担当職員により確認し、徹底してまいります。 |
| 保健福祉部 生活支援第1課 生活支援第2課 湯川福祉課 亀田福祉課 | 保護費の返還および徴収 「生活保護実務マニュアル」が、法第63条および第78条の適用基準に関して、法第63条を適用する場合のひとつとして、「b受給者が不当に受給しようとする意図のなかったことを立証したとき」と定めていることは、法の解釈を誤った記載内容であり、訂正されたい。 | 183 | 「生活保護実務マニュアル」の記載を、国の実施要領に基づき「b受給者に不当に受給しようとする意思がなかったことが立証される場合で実施機関への届出または申告を速やかに行わなかったことについてやむを得ない理由が認められるとき」に改正するとともに、適切な取り扱いについて職員に周知しました。 |
| 保健福祉部 生活支援第1課 生活支援第2課 湯川福祉課 亀田福祉課 | ケース診断会議 福祉事務所長は、ケース診断会議運営要領において原則的な構成員とされている以上、重要なケースについてはケース診断会議に出席し、組織全体としての審査検討を行うべきである。もし運営要領が実情にそぐわないのであれば、これを改正すべきである。 | 200 | 停止、廃止のように不利益処分を行う場合や法第78条徴収金の検討を行う場合等、特に重要な事例については、ケース診断会議に所長が出席することを査察指導員会議にて決定し、ケース診断会議運営要領を改正しました。 |

| 監査対象 部局等 | 指摘事項の概要 | 報告 書ペ ージ | 措置の内容 |
|--|--|----------------|--|
| 保健福祉部 生活支援第1課 生活支援第2課 湯川福祉課 亀田福祉課 | <p>ケース診断会議</p> <p>ケース診断会議記録書は、ケース記録に確実に編綴し、担当ケースワーカーが、診断会議における議論状況等を容易に確認出来るようにするべきである。</p> | 201 | <p>ケース診断会議記録書は、記録簿および保護台帳に編綴する扱いとなっていることから、職員に徹底するよう周知しました。</p> <p>また、ケース診断会議記録を共有ファイルに保存し、端末で全ケースワーカー等が検索・閲覧できる環境を整備しました。</p> |
| 保健福祉部 生活支援第1課 生活支援第2課 湯川福祉課 亀田福祉課 総務部 行政改革課 人事課 | <p>組織体制</p> <p>速やかに、法律が定める標準数に達するまで、ケースワーカーの人数を増員し、それに伴い査察指導員の人数も増員すべきである。</p> | 249 | <p>生活保護業務における職員体制につきましては、これまで生活保護受給世帯数や、保護の実施状況に応じてケースワーカーや査察指導員、さらには、面接相談員、就労支援員、保健指導員、年金等調査員、特別指導員などの専門性を有する会計年度任用職員を配置し、保護の適正実施に取り組んできたところであります。</p> <p>今後におきましても、適切な医療扶助を行うため、生活保護受給者ごとに、疾患や健康状態に合わせた健康支援を行うなど、多様化する生活保護受給者の生活課題へ対応し、自立の助長を図るため、きめ細かい対応ができるよう、職員配置も含めケースワーク業務の執行体制など総合的に検討してまいりたいと考えております。</p> |
| 保健福祉部 生活支援第1課 生活支援第2課 湯川福祉課 亀田福祉課 総務部 行政改革課 人事課 | <p>組織体制</p> <p>ケースワーカーの社会福祉主事任用資格保有率を高めるために、採用および配属の在り方を見直すとともに、社会福祉士および精神保健福祉士の配属も進めるべきである。</p> | 250 | <p>これまでも、毎年、福祉事務所において、新任職員研修を2日間、全関係職員を対象とした実務研修を4回に分けて実施しておりますほか、毎年、社会福祉主事任用資格を取得できるように、研修機関の通信課程を受講する機会も確保しているところです。</p> <p>今後も職員の専門性の向上および資質向上に努めてまいりますほか、ご指摘の社会福祉士など有資格者の採用や配属のあり方を見直しについても、検討してまいりたいと考えております。</p> |
| 保健福祉部 生活支援第1課 生活支援第2課 湯川福祉課 亀田福祉課 | <p>嘱託医について</p> <p>嘱託医の執務の状況と内容を正確に把握できるよう、嘱託医執務日誌に執務時間や検討結果を確実に記載すべきである。</p> | 269 | <p>嘱託医の執務状況を適切に把握するため、嘱託医執務日誌に執務時間を記載するよう改めたほか、一部記載のなかった検討結果についても記載するよう徹底しました。</p> <p>また、これまで執務日誌に反映してこなかったケースワーカーによる個別事案の嘱託医協議についても、執務日誌へ記載するよう改めました。</p> |

令和元年度（2019年度）包括外部監査の結果に基づく措置
 （特定の事件名 生活保護に関する事務の執行について）

2 意見

| 監査対象 部局等 | 意見の概要 | 報告 書ペ ージ | 措置の内容 |
|---|---|----------------|---|
| 保健福祉部 生活支援第1課 生活支援第2課 湯川福祉課 亀田福祉課 | ホームページの記載内容について ホームページの記載内容について、生活保護制度の利用を考えている市民や生活に困窮する市民に寄り添った構成・内容とすることを求める。 | 57 | 函館市のホームページ冒頭に記載していた保護受給できない者の事例など自助努力を強調するような項目を改め、生活困窮者が相談しやすいようにホームページを改訂いたしました。 |
| 保健福祉部 生活支援第1課 生活支援第2課 湯川福祉課 亀田福祉課 | 面接相談における聴取や面接記録票の記載の在り方について 面接相談の際に急迫状態の判断に必要な事項の聴取およびその記録化を励行し、面接相談の適正な実施が事後的に検証可能となるように努めるとともに、面接相談における聴取事項や面接記録票の具体的記載については、福祉事務所全体で統一的な運用を行うことを検討されたい。 | 71 | 急迫状態の判断に必要な事項の聴取およびその記録を行うなど、個別案件に応じ具体的かつ詳細に記録することとともに運用の差異を解消するため、統一的な運用を行うよう職員に周知徹底いたしました。 |
| 保健福祉部 生活支援第1課 生活支援第2課 湯川福祉課 亀田福祉課 | 面接相談の運用について 面接相談において把握された個別具体的な事情から、速やかな保護の申請の必要性が認められる相談者に対しては、より積極的に保護の申請を働きかける運用を行われたい。 | 71 | 速やかな保護の申請の必要性が認められる相談者に対しては、より積極的に保護の申請を働きかけるなど、積極的な面接相談について、差異を生じさせないよう統一的な運用を行うよう職員に周知徹底いたしました。 |
| 保健福祉部 生活支援第1課 生活支援第2課 湯川福祉課 亀田福祉課 | 「生活保護のしおり」について 「生活保護のしおり」の具体的内容を検討して改訂を行い、面接相談の際には、同しおりを相談者に必ず手渡しして説明・助言されることを励行されたい。 | 72 | 生活保護の相談・申請をされる方を対象とした「生活保護のしおり」冒頭に記載していた保護受給できない者の事例など自助努力を強調するような項目を改め、生活困窮者が相談しやすいように「生活保護のしおり」を改訂いたしました。 |

| 監査対象 部局等 | 意見の概要 | 報告 書ペ ージ | 措置の内容 |
|---|--|----------------|--|
| 保健福祉部 生活支援第1課 生活支援第2課 湯川福祉課 亀田福祉課 | 収入および資産の調査 申請者の債務について、より意識的な調査・指導等を行うことを検討されたい。 | 90 | <p>申請者の債務については、申請時に面接相談や新規調査時の聞き取りや提出資料により把握に努めているところですが、預金取引履歴や生活歴からその端緒が確認された場合は、より詳細に確認し、その内容についてケース記録を徹底するよう取り組み、対象者が債務を申告しやすい環境づくりにも留意してきたところであります。</p> <p>一定程度の債務が確認された対象者については、これまでも生活再建や自立助長の観点から債務整理について説明し、法テラスや市民部くらし安心課への相談を促しているところではありますが、今後は、より確実に状況の把握に努めるとともに、状況に応じてより積極的に債務整理への誘導などを行うことについて職員に周知しました。</p> |
| 保健福祉部 生活支援第1課 生活支援第2課 湯川福祉課 亀田福祉課 | 扶養能力調査 戸籍調査について、当該調査を専門に担当する職員を採用するなどの方法で適正な調査の実現、職員の業務負担の軽減、職務の効率化を図られたい。 | 96 | <p>扶養能力調査について、戸籍照会は、場合によっては複雑な案件もあることから、専門職員等による集約的な取り組みも業務の効率化に資すると考えられます。</p> <p>一方で、調査上、受給者本人に確認する内容もあることから、保護の決定業務の一環としてケースワーカーが行っているところではありますが、調査書の発送等定型的な業務や新規の生活保護申請に伴う各種照会については、既に各課の業務配分のなかで会計年度任用職員が補助的に行っている部分もあり、ケースワーカーの負担軽減の観点から、引き続き、検討してまいります。</p> |
| 保健福祉部 生活支援第1課 生活支援第2課 湯川福祉課 亀田福祉課 | 保護の開始 申請から決定まで14日以内に処理を行うことを励行し、やむを得ず決定に15日以上を要する事案については必ず遅延連絡書の送付を行うこととされたい。 | 100 | <p>保護の開始について、決定に15日以上を要する場合は、速やかに遅延通知書を送付することを徹底するよう職員に周知しました。</p> |
| 保健福祉部 生活支援第1課 生活支援第2課 湯川福祉課 亀田福祉課 | 保護の開始 保護開始決定日およびその通知日がケース記録上明らかとなるよう、保護開始決定通知書の写し等をケース記録へ編綴することを検討されたい。 | 100 | <p>保護の開始について、保護開始決定通知書の写しを編綴することを徹底するよう職員に周知しました。</p> <p>今後は、適時、自主点検および査察指導員により確認し、徹底してまいります。</p> |

| 監査対象 部局等 | 意見の概要 | 報告 書ペ ージ | 措置の内容 |
|---|---|----------------|---|
| 保健福祉部 生活支援第1課 生活支援第2課 湯川福祉課 亀田福祉課 | 申請の却下 要否判定において、手持金・預貯金の取り扱いを保険解約返戻金の取り扱いと同様にし、2、3ヶ月後に再度の申請が予想される事案を却下しない運用を検討されたい。 | 107 | 申請の却下については、国の取扱いのとおり要否判定を実施し、要保護となった場合開始することとなります。 |
| 保健福祉部 生活支援第1課 生活支援第2課 湯川福祉課 亀田福祉課 | 申請の却下 保護実施機関の事務処理上の瑕疵により申請者が不安定な立場に置かれることのないよう、関連部署との連携を強化されたい。 | 107 | 申請の却下について、事務処理上の瑕疵を未然に防ぐため関係部署とのさらなる連携強化に努めてまいります。 |
| 保健福祉部 生活支援第1課 生活支援第2課 湯川福祉課 亀田福祉課 | 申請の却下 却下決定日およびその通知日がケース記録上明らかとなるよう、保護申請却下通知書の写し等をケース記録へ編綴することを検討されたい。 | 108 | 申請の却下について、保護申請却下通知書案に日付を記入することや本書の写しを編綴することを徹底するよう職員に周知しました。 今後は、適時、自主点検および査察指導員により確認し、徹底してまいります。 |
| 保健福祉部 生活支援第1課 生活支援第2課 湯川福祉課 亀田福祉課 | 申請の却下 却下事案について、積極的にケース診断会議を実施することを検討されたい。 | 108 | これまで却下事案はケース診断会議の対象として要領に明示されていなかったが、今後は申請内容と実態に乖離があるもの等の検討を要する却下事案を対象としました。 |
| 保健福祉部 生活支援第1課 生活支援第2課 湯川福祉課 亀田福祉課 | 申請の取下げ 保護実施機関において詳細な事実確認・調査を行い、丁寧な説明を行ったうえで申請者本人が任意かつ真摯な意思に基づいて取下げがなされたことが事後的に検証可能となるよう、ケース記録上に記載すべき事実を検討されたい。 | 111 | 申請の取下げについて、取下書を受領するまでの経緯を時系列に沿って具体的かつ詳細に記録するとともに保護実施機関としての説明責任を果たすことを徹底するよう職員に周知しました。 今後は、適時、自主点検および査察指導員により確認し、徹底してまいります。 |
| 保健福祉部 生活支援第1課 生活支援第2課 湯川福祉課 亀田福祉課 | 申請の取下げ 取下げ事案について、積極的にケース診断会議を実施することを検討されたい。 | 112 | これまで取下げ事案はケース診断会議の対象として要領に明示されていなかったが、今後は保護の要件を満たしている場合等の検討を要する取下げ事案を対象としました。 |
| 保健福祉部 生活支援第1課 生活支援第2課 湯川福祉課 亀田福祉課 | 援助方針 援助方針シートの記載は、「援助方針策定マニュアル」に従った記載方法によることを徹底されたい。 | 117 | 援助方針シートについて、「援助方針策定マニュアル」に従い記載事項を変更する場合は、変更年月日を備考欄に確実に記載することを徹底するよう職員に周知しました。 今後は、適時、自主点検および査察指導員により確認し、徹底してまいります。 |

| 監査対象 部局等 | 意見の概要 | 報告 書ペ ージ | 措置の内容 |
|---|---|----------------|---|
| 保健福祉部 生活支援第1課 生活支援第2課 湯川福祉課 亀田福祉課 | 訪問調査 訪問調査について、訪問計画数や訪問実績数が正確に把握できる体制を構築されたい。 | 123 | 訪問調査の管理については、システム上での運用をしているところですが、より詳細に訪問格付けに従った訪問が実践されていることをチェックする帳票についてシステム改修をすることとしました。 |
| 保健福祉部 生活支援第1課 生活支援第2課 湯川福祉課 亀田福祉課 | 訪問調査 訪問格付に従った訪問調査を実施するよう徹底されたい。 | 123 | 訪問格付に従って確実に訪問調査を実施することを職員に周知しました。 また、訪問実施状況を毎月一覧化し、実態把握やケースワーカーへの必要な指導をしています。 今後は、適時、自主点検および査察指導員により確認し、徹底してまいります。 |
| 保健福祉部 生活支援第1課 生活支援第2課 湯川福祉課 亀田福祉課 | 訪問調査 ケースワーカーの家庭訪問が安全に行えるよう、組織的な対応体制を検討されたい。 | 123 | ケースワーカーの家庭訪問が安全に行えるよう、特別指導員を配置し個別事案に対応しているところですが、改めて周知しケースワーカー、査察指導員、特別指導員間の円滑な連携を図ることとしました。 |
| 保健福祉部 生活支援第1課 生活支援第2課 湯川福祉課 亀田福祉課 | 訪問調査 訪問調査の実施に際しては、原則として事前連絡を行わずに訪問することを励行されたい。 | 124 | 訪問調査の実施に際しては、真に必要な場合を除き事前連絡を行わず家庭訪問を実施することを徹底するよう周知しました。 |
| 保健福祉部 生活支援第1課 生活支援第2課 湯川福祉課 亀田福祉課 | 収入および資産の把握 ケースワーカーは、収入および資産調査で得られた結果を十分に把握し、遅滞なく必要な処置をとることとされたい。 | 128 | 生活保護法第29条に基づく照会で判明した資産等については、ケースワーカー任せにするのではなく、査察指導員がしっかりと情報共有を行い、事務処理が遅滞なく完了するまで組織的運営管理を徹底するよう周知しました。 |
| 保健福祉部 生活支援第1課 生活支援第2課 湯川福祉課 亀田福祉課 | 自動車の保有 自動車の保有否認ケースにおいて被保護者が合理的な理由もなく処分に応じない場合には、保護の停止や廃止を視野に入れた適切な指導指示を行うべきである。 | 142 | 自動車の保有について、合理的な理由もなく処分指導に応じない被保護者に対しては、適切な指導または指示を行ったうえで、自動車の早急な処分をするよう指示していますが、応じない場合は、保護の停止や廃止を視野に入れた指導指示を行うことを徹底するよう職員に周知しました。 |
| 保健福祉部 生活支援第1課 生活支援第2課 湯川福祉課 亀田福祉課 | 自動車の保有 自動車の保有・処分保留が問題となるケースにおいて、当該自動車の車検証、自賠責保険証書、任意保険証書の各写し等がすぐに確認できる保管方法を検討されたい。 | 143 | 自動車保有ケースについて、運転者の自動車運転免許証と自動車検査証、自賠責保険証書と任意保険証書の各写しをケースワーカーが保護台帳に編綴して保管するとともに、不正受給対策担当職員も当該書類の写しを一括管理することを徹底するよう職員に周知しました。 |

| 監査対象 部局等 | 意見の概要 | 報告 書ペ ージ | 措置の内容 |
|---|--|----------------|--|
| 保健福祉部 生活支援第1課 生活支援第2課 湯川福祉課 亀田福祉課 | 自動車の保有 自動車の保有や処分保留の可否の判断に際しては、「自動車保有審査表」等の様式を作成するとともに、同表によりケース診断会議に諮ることとし、また、同表については、ケース記録やケース診断会議議事録に編綴・添付すべきである。 | 143 | 「自動車保有審査表」(様式)を作成し、自動車の保有や処分保留の可否の判断の際には、同表を用いてケース診断会議に諮ること、また同表をケース記録やケース診断会議議事録に編綴・添付することを徹底するよう職員に周知しました。 今後は、適時、自主点検および査察指導員により確認し、徹底してまいります。 |
| 保健福祉部 生活支援第1課 生活支援第2課 湯川福祉課 亀田福祉課 | 債務の整理 債務整理について被保護者に対する働きかけを継続するとともに、被保護者の負債の状況のみならず債務整理の進捗や結果についても十分な調査を行い、適切な援助方針の策定に反映されたい。 | 154 | 生活保護申請時には、保護制度上の借金の取り扱いについて申請者に分かりやすく説明し、さらに受給開始後速やかに、「生活保護受給中の皆さんへ」を用いて、特に借金の取り扱いについて丁寧な説明を行っています。 また、市民部くらし安心課へケースワーカーが同行するとともに、債務整理の進捗状況を把握したうえで、確実にケース記録を行うとともに、援助方針の策定に反映することを徹底するよう職員に周知しました。 |
| 保健福祉部 生活支援第1課 生活支援第2課 湯川福祉課 亀田福祉課 | 保護の停止および廃止 働きによる収入の増加・取得を理由として保護の廃止決定を行う場合は、要保護状態の解消が継続することの確実性に関しても十分な調査・検討を行われたい。 | 170 | 働きによる収入の増加・取得を理由として、保護の廃止決定を行う場合は、要保護状態の解消が継続することの確実性について、十分に調査検討を行うことや確実に継続することが認められない場合は停止し、状況観察することなどを周知徹底しました。 |
| 保健福祉部 生活支援第1課 生活支援第2課 湯川福祉課 亀田福祉課 | 保護の停止および廃止 辞退を理由とする廃止手続に関しては、直ちに急迫した状況に陥ると認められる場合に当たらないと判断するに至った事情についても十分に聴取したうえでケース記録に明記し、可能な限り判断の基礎となる資料の添付等を行うよう努められたい。また、国民健康保険や国民年金への加入等の諸手続に関する助言を行ったことをケース記録に明記されたい。 | 170 | 保護辞退を理由として保護の廃止決定を行う場合は、直ちに急迫した状況に陥ると認められる場合に当たらないと判断するに至った事情についても十分に聴取し、可能な限り判断の基礎資料を添付し、ケース診断会議に諮ることや診断会議の結果、辞退廃止が認められた場合には、国民健康保険や国民年金等の諸手続に関する助言を行ったことをケース記録に記録することを周知徹底しました。 |
| 保健福祉部 生活支援第1課 生活支援第2課 湯川福祉課 亀田福祉課 財務部 債権回収対策室 | 債権管理 国庫負担金の交付が確実に受けられる適切な債権管理が可能となるよう、平成30年度からの新しい債権管理台帳や事務処理要領を十分に活用されるとともに、債権管理担当職員の体制についても検討し、債権管理体制の確立に努められたい。 | 191 | 債権管理担当とケースワーカーが連携し、適切に債権管理台帳や事務処理要領を十分に活用することで、今後、国庫負担金が適正に交付されるように努めてまいります。 それに併せて、職務内容が多岐にわたる債権管理業務を確実に実施するため、今後、職員体制についても検討してまいります。 |

| 監査対象 部局等 | 意見の概要 | 報告 書ペ ージ | 措置の内容 |
|---|--|----------------|---|
| 保健福祉部 生活支援第1課 生活支援第2課 湯川福祉課 亀田福祉課 財 務 部 債権回収対策室 | 債権管理 生活保護システム内の「法63条返還金管理台帳」、「法78条返還金管理台帳」（債権管理台帳）の活用を前提としたうえで、ケース記録における債権管理関係資料の保管方法を統一化し、債権管理業務の効率性を高められたい。 | 191 | これまで保護台帳へ編綴する箇所の指定がなかった「法63条返還金調書」や「法78条徴収金調書」、「分割納付計画書」等の債権管理関係資料について、編綴箇所を取り決め、その旨を保護実務マニュアルへ記載し、保管方法の統一化を図り、職員に周知しました。 |
| 保健福祉部 生活支援第1課 生活支援第2課 湯川福祉課 亀田福祉課 | 不正受給対策について 特に悪質な不正受給ケースに対する告訴・告発が円滑に行えるよう、告訴・告発が可能となるケース記録の整備や福祉事務所の組織的対応を十分に行うよう努められたい。 | 197 | 極めて悪質な事案に対しては、顧問弁護士や警察署等の関係機関と連携しながら組織的に告訴・告発できるように努めてまいります。 また、証拠となるような関係書類の確認および保管、ケース記録への記載を徹底するよう職員に周知しました。 |
| 保健福祉部 生活支援第1課 生活支援第2課 湯川福祉課 亀田福祉課 | 不正受給対策について 不正受給担当の市民通報等についての情報管理のあり方として、対象者ごとの記録を作成することを検討されたい。 | 197 | 不正受給について、対象者ごとや日付ごとなどに記録の検索と抽出ができるように既にデータベースを作成しており、不正受給対策の効果的な対応ができるように活用してまいります。 |
| 保健福祉部 生活支援第1課 生活支援第2課 湯川福祉課 亀田福祉課 | ケース診断会議 ケース診断会議に付議する対象ケースの選定は、おおむね適正に行われていると考えるが、申請却下ケースや申請取下げケースについても、重要なものは診断会議に付議して審査検討することが望ましい。 | 201 | 新規の生活保護申請があり、審査の結果、却下する場合や申請者の意思で申請を取り下げる場合で申請者が窮迫状況に陥る可能性がある事例については、ケース診断会議に付議して審査検討するよう職員に周知しました。 |
| 保健福祉部 生活支援第1課 生活支援第2課 湯川福祉課 亀田福祉課 | ケース診断会議 ケース診断会議における結論もしくは決定事項のうち重要なものについては、福祉事務所内の査察指導員およびケースワーカー全員に周知すべきであり、その基準や方法について運営要領等に明記することが望ましい。 | 202 | 既に、①法第78条徴収金から法第63条返還金に切り替えていく事案②法第78条徴収金にかかる告訴事案③指導指示不履行による停止・廃止事案④辞退廃止事案については、幹部職員、査察指導員は各課から回付されるケース診断会議記録書の写しを共有できていましたが、ケースワーカーへの共有化がなされていなかったため、これら4点の事案を基準としてケース診断会議運営要領に規定を設け、ケースワーカーにも確実に共有することを徹底するよう職員に周知するとともに、ケース診断会議記録を共有ファイルに保存し、端末で検索・閲覧できる環境を整備しました。 |

| 監査対象 部局等 | 意見の概要 | 報告 書ペ ージ | 措置の内容 |
|---|---|----------------|---|
| 保健福祉部 生活支援第1課 生活支援第2課 湯川福祉課 亀田福祉課 | <p>就労支援・自立支援および生活困窮者自立支援</p> <p>就労支援・自立支援に関する施策のうち、就労支援プログラムは、内容および実績ともに高く評価できるが、就労支援以外の自立支援プログラムについては、いずれも実施要綱を整備しているにもかかわらず、平成30年度は年金調査支援プログラム以外実施されていなかった。プログラム実施が可能な人員を配置するか、担当ケースワーカーの日常的なケースワークの充実により対応するのであれば、プログラムの廃止も検討すべきである。</p> | 222 | <p>査察指導員会議にて、過去5年に実施の実績がなかった3つの自立支援プログラムについて検討し、以下の理由のとおり令和2年6月1日付けで廃止を決定しました。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「函館市生活保護高齢者支援プログラム」については、策定当時、地域包括支援センターが充足しておらず、ほかに利用できる社会資源も限られている状況であったが徐々に包括支援センターの相談窓口も拡充され、現在は、包括支援センターを中心とした社会資源との連携体制が確立されているため。 2 「函館市生活保護母子世帯自立支援プログラム」については、①養育支援プログラム②生活支援プログラム③就労支援プログラムで構成されているが、①の養育支援プログラムに関しては函館市生活保護子ども健全育成プログラムで実施されている状況であり、②の生活支援プログラムに関しては、通常のカesワークによる支援を日常的に行っている状況である。③の就労支援プログラムについては、就労支援員により支援を行っている状況であるため。 3 「函館市生活保護債務整理支援プログラム」については、市民部くらし安心課と協議を行い、債務整理支援プログラムに参加することなくケースワーカーから直接市民部くらし安心課へ情報提供を行うことで債務整理に向けた支援が円滑に行えるようになったため。 |

| 監査対象 部局等 | 意見の概要 | 報告 書ペ ージ | 措置の内容 |
|---|---|----------------|--|
| 保健福祉部 生活支援第1課 生活支援第2課 湯川福祉課 亀田福祉課 | <p>就労支援・自立支援および生活困窮者自立支援</p> <p>就労自立給付金および進学準備給付金については、インセンティブ効果を発揮させるため、支給対象となりうる被保護者に対して可能な限り早期に周知するよう努められたい。また、就労自立給付金については、保護廃止に伴って税・社会保険料等の負担が生じることによる脱却直後の不安定な生活を支える意義もあることから、申請が確実に行われるよう、さらなる丁寧な説明および助言等の支援をされたい。</p> | 222 | <p>就労自立給付金および進学準備給付金については、申請が確実に行われるよう広く周知するため、被保護世帯へ配付している「生活保護受給中の皆さんへ」を改訂し、新たに掲載し、配付しております。さらに、「生活保護実務マニュアル」にも新たに掲載し、確実に申請に至るよう職員に周知しました。</p> |
| 保健福祉部 生活支援第1課 生活支援第2課 湯川福祉課 亀田福祉課 | <p>就労支援・自立支援および生活困窮者自立支援</p> <p>生活困窮者自立支援に関する事業は事業開始以降おおむね適正かつ順調に実施されていると認められるが、自立相談支援事業については、将来的には専用窓口や相談室の設置など、相談者がよりアクセスしやすい設備体制を整えることが望まれる。また、子どもの学習支援事業は、貧困の連鎖を断ち切るために重要な事業であり、さらなる内容の充実と適切な委託先の選定に努められたい。</p> | 223 | <p>令和2年度から生活困窮者自立支援制度関連業務が地域包括ケア推進課に移管となり、これに合わせ、生活保護の相談とは別に専用窓口を開設するとともに、専用相談室2室を設置しました。</p> <p>また、子どもの学習支援事業については、適切な実施に努めるとともに、支援対象者の拡充等について検討し、引き続き適切な委託先の選定に努めてまいります。</p> |
| 保健福祉部 生活支援第1課 生活支援第2課 湯川福祉課 亀田福祉課 | <p>組織体制</p> <p>ケースワーカーの業務の効率化のため、サポート体制の強化、特に専門職員の増員や、分業化を検討することが望ましい。また、将来的にはケース記録の電子化についても検討されたい。</p> | 251 | <p>ケースワーカーの業務軽減については、本年度、会計年度任用職員（事務補助）を複数配置し、新規申請に伴う各種調査等の業務を担っており、今後も引き続き分業化を進める検討をしてまいります。</p> <p>また、ケース記録の電子化についても、実現の可能性および方法を検討してまいります。</p> |
| 保健福祉部 生活支援第1課 生活支援第2課 湯川福祉課 亀田福祉課 | <p>組織体制</p> <p>福祉事務所としての組織的な対応の徹底と処理の統一のために、より一層のマニュアル類・様式類の充実を図られたい。また、そのための体制作りについても再検討されたい。</p> | 251 | <p>これまで職員で構成する「実施方針策定委員会」、「事務改善委員会」、「マニュアル編集委員会」がありましたが、より組織的かつ総合的に検討できるように3つの委員会を統合した「業務検討委員会」によりマニュアルや様式等の充実を図ってまいります。</p> |

| 監査対象 部局等 | 意見の概要 | 報告 書ペ ージ | 措置の内容 |
|--|---|----------------|--|
| 保健福祉部 生活支援第1課 生活支援第2課 湯川福祉課 亀田福祉課 総務部 行政改革課 人事課 | 医療扶助にかかる人員体制について 函館市福祉事務所における医療扶助 についての人員配置は、おおむね国の 配置基準に沿って行われており、その 職分や連携のあり方についても適切に 定められているが、医療扶助に関して は、生活保護財政に大きく影響するも のであるうえ、何より被保護者の保護 と自立助長に密接にかかわることから 高齢化の進行による医療扶助事務の増 大に対処するため、質・量ともにより 充実した人員配置に努められたい。 | 262 | 医療扶助については、医療扶助費の生活保護 費総額に占める割合が高いなど、被保護者の自 立の助長において重要であると考えており、引 き続き、その動向を見極めながら、適時適切な 人員配置に努めてまいります。 なお、生活保護法の改正により令和3年度か ら、被保護者の生活習慣病の発症や重症化を予 防し、医療扶助の軽減を図るため「被保護者健 康管理支援事業」を実施することとしており、 本事業も含め医療扶助事務全般の業務執行体 制について現在検討を進めております。 |
| 保健福祉部 生活支援第1課 生活支援第2課 湯川福祉課 亀田福祉課 総務部 行政改革課 人事課 | レセプト点検業務について 函館市福祉事務所におけるレセプト 点検業務は、委託による業務と所内の 職員による業務ともに適正に実施され ており、費用対効果の面においても十 分な成果を上げていると認められる。 今後も適正な実施と効果を維持するた めに、委託業者の適正な選定と、担当 職員の労働条件の改善や人員の補充等 によるチェック体制の継続を図られたい。 | 267 | レセプト点検業務については、委託による 業務と医療扶助相談指導員による業務のバラ ンスを考慮しながら、引き続き適正な点検業務 の実施に努めてまいります。 また、費用対効果の面において十分な成果 を維持するため、引き続き委託業者の適正な 選定に努めるほか、医療扶助相談指導員の負 担軽減等、労働条件の改善についても、組織 の見直しと併せて検討してまいります。 |
| 保健福祉部 生活支援第1課 生活支援第2課 湯川福祉課 亀田福祉課 総務部 行政改革課 人事課 | 嘱託医について 嘱託医が要否意見書確認および嘱託 医協議について十分な検討時間を確保 し、その職務を十全に行うことができ るよう、執務時間や報酬の見直しを行 い、場合によっては増員も検討された い。 | 270 | 嘱託医については、現状2名とも勤務医で あり、限られた時間の中で、執務を依頼してい る状況ではあります。今後、報酬や執務時間 について関係機関とも相談しながら検討してま いります。 |
| 保健福祉部 生活支援第1課 生活支援第2課 湯川福祉課 亀田福祉課 | 後発医薬品について 函館市の医療扶助における後発医薬 品使用促進の取組みは、めざましい数 量シェアの伸びに結びついており、高 く評価できる。今後においても、周知 のための努力と地道な働きかけを含む 取組みを継続することにより、後発医 薬品使用の数量シェアの維持向上に努 められたい。 | 287 | 後発医薬品使用促進の取組みについては、 引き続き医療事務担当者とケースワーカーが 連携を図るほか、新たに健康管理支援事業にお いても取り組む予定であり、生活保護受給者、 医療機関、調剤薬局、介護施設等に働きかけな がら、後発医薬品使用の数量シェアの維持向上 に努めてまいります。 |
| 保健福祉部 生活支援第1課 生活支援第2課 湯川福祉課 亀田福祉課 | 医療扶助関係書類のケース記録への編 綴について 医療要否意見書や医療給付要否意見 書、医療扶助検討票等の医療扶助に関 する書類は、ケース記録に確実に編綴 し適切に管理するよう努められたい。 | 291 | 医療扶助に関する書類につきましては、生活 保護実務マニュアルに示されている「保護台帳 の綴り方」に基づき、適切に編綴するよう、改 めて職員に徹底するよう周知しました。 今後は、適時、自主点検および査察指導員によ り確認し、徹底してまいります。 |